

平成 26 年度
第 9 回高松市農業委員会農地部会
議事録

平成 26 年 12 月 8 日開会

高松市農業委員会

平成26年度第9回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年12月8日（月）午後2時開会

開催場所 J A香川県高松市中央一宮支店2階会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 14番 妹尾 嘉起

農業委員会事務局出席者

- | | |
|------|-------|
| 農政課長 | 川西 好春 |
| 農地係長 | 多田 利浩 |
| 主任主事 | 稻井 稔 |
| 主任主事 | 豊島 俊治 |
| 主任主事 | 藤井 照彦 |
| 主任主事 | 穴吹 一雄 |

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
(特別議案)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
(一般議案)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(特別議案)
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(一般議案)
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
- 報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議長(農地部会長) ただ今から平成26年度第9回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は19人で、部会は成立しております。欠席委員は妹尾委員1人です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私が指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は15番湊委員、17番久保委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、賃貸人が耕作目的で売却するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭の支払いとなっています。

4番も、賃貸人が親族による利用のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番も、賃貸人が転用目的で売却するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第5条第1項の規定による許可申請20番に関連しています。

2ページをお開きください。

6番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

7番は、賃貸人が転用目的で売却するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

8番も、賃借人が代表を務める一般法人が借り受けるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権2番に関連しています。

9番と、次ページの10番・11番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

12番も、賃貸人が転用目的で貸し付けるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第5条第1項の規定による許可申請の28番に関連しています。

13番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

14番と、次ページの15番も、経営規模拡大を望む賃貸人が農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12番に関連しています。

16番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

17番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

18番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭の支払いです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法5条第1項の規定による許可申請11番の2に関連しています。

2番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法5条第1項の規定による許可申請19番に関連しています。

3番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

4番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法5条第1項の規定による許可申請25番に関連しています。

5番は、貸人が別の農家に貸すため返還を受けたものです。

6番は、貸人が農地を交換するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

7番は、借人が転用するため返還したものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請42番に関連しています。

8番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について18件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第1号は、通知のとおり受理するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、湊委員から説明をお願いします。

湊委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、谷口農地部会長職務代理者を始め原田委員、久保委員と、私湊の4名です。

それでは、別紙の農地法第4条特別議案書を御覧ください。

まず、1番の申請地は、高松市立円座小学校南東600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・香南線に近く、周辺は事業所や大型商業施設が整い、また、分譲住宅等により宅地化が進み入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立檀紙幼稚園東600メートルに在り、発電出力175キロワット、パネル1枚の面積約1.61平方メートルを840枚、13基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、2辺が高松市道に面し、自宅の隣で管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川誠陵高等学校西50メートルに在り、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを584枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有する2筆の農地のうち、本申請地のみが高松市道に接し管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認め

られ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地は花崗土採取を目的に平成24年12月31日まで一時転用許可を得ていましたが、終了後農地に復元しなければならないところをそのまま放置した状態で、併せて無断転用を解消するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立東植田小学校北西400メートルに在り、発電出力88キロワット、パネル1枚の面積約1.42平方メートルを448枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し自家の隣で管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案4件であります。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅・貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請5番と関連しています。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、住宅敷地・進入路・露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が300.44平方メートル有ります。

4番は、申請地に隣接する宅地が狭く敷地内に駐車スペースを確保できないため、車庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、宅地への進入路拡張用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が854.07平方メートル有ります。

7ページをお開きください。

7番は、発電出力49.9キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを303枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系申込書も受理されて転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道円座・香南線や高松琴平電気鉄道琴平線の円座駅に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在り入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の一部と申請地を利用して倉庫を建築しているもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が624.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、非農家の住宅・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が144.61平方メートル有ります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番・2番は、関連案件で平成26年4月21日に転用申請していましたが、申請後に1番の土地所有者が死亡し転用計画を廃止することになったため、許可申請の取下願が提出されたものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようありますので、議案第4号は申請のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第4号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成26年7月23日付けで露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用地の一部を譲渡人が所有農地への進入路として利用する必要が生じたことから当該部分を契約解除して転用計画を廃止するため、許可の取消願が提出されたものです。

非農地証明願1番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようありますので、議案第5号は申請のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第5号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、平成26年2月27日付けて、同年12月31日まで露天駐車場用地として利用するため一時転用許可を受けていましたが、工期が延びることになったため、工事期間を平成27年4月29日までに変更するものです。

2番は、平成4年12月17日付けて倉庫・露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、許可後に倉庫の必要が無くなり、露天資材置場用地のみで利用しており、現状に合わせるため転用目的を変更するものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、湊委員及び原田委員から説明をお願いします。

湊委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

まず、1番の申請地は、高松琴平電気鉄道琴平線仏生山駅北西150メートルに在り、地域交流センター・交流広場・公園等の敷地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、高松市からの委任を受け、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が18,742.81平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立多肥小学校南東450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は教育施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が14.96平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

3番の申請地は、高松市立龍雲中学校東300メートルに在り、分譲住宅・排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く、申請地西側に広がる用途地域に近接し、周辺には医療施設や大型商業施設が整い、また、分譲住宅等により宅地化が進み購入需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。私の説明はここまでとし、4番からは原田委員が説明をいたします。

原田委員 特別現地調査委員の原田です。4番からは私が説明いたします。

3ページをお開きください。

4番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線木太東口駅東550メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松琴平電気鉄道長尾線水田駅南西300メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設や医療施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。

6番の申請地は、香川大学工学部南750メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請

するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市三谷出張所西北西900メートルに在り、分譲住宅・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺には医療施設もあり、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立弦打小学校北800メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市高松西消防署東隣に在り、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺にある様々な企業からの要望により貸駐車場としての利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案9件あります。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、経営しているアパート入居者用の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、事業が順調に推移し来客用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が199.60平方メートル有ります。

4番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年11月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が41.61平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、申請地奥に建築する賃貸共同住宅のための進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請1番に関連しています。

6番は、死亡した父親が隣接地と交換して住宅敷地の一部として利用していたことが判明したため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が187.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページをお開きください。

9番は、市民病院整備事業に係る工事車両進入路用地として平成27年1月1日から29年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

12番は、隣接地との境界確定調査をしたところ、隣接農地に住宅敷地がはみ出していることが判明したため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年10月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地の

みで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が336.78平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が89平方メートル有ります。

14ページをお開きください。

14番の転用者は、来年の統一地方選挙に立候補予定で、選挙事務所用地として平成27年1月10日から同年6月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、参拝者用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準は、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が271.70平方メートル有ります。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道塩江・屋島西線に接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、所有農地への進入路が狭あいで、大型農機具の通行に支障をきたしていることから、農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農道の拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

なお、申請地は農用地区域内農地ですが、農業用施設用地への転用であり問題の無い旨を確認しております。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松琴平電気鉄道の駅から350メートルと近く、主要地方道高松・長尾・大内線にも接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

16ページをお開きください。

23番は、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、用途地域にも近接した閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、経営している老人福祉施設の利用者が増加し、敷地内の駐車場が手狭になつたことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、施設に近く、市道にも面し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水管を埋設するための農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権1番に関連しています。

27番は、自宅敷地内で駐車スペースを確保できないことから、申請地を取得して露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るもので

す。

28番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、用途地域にも近接した閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

29番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.25平方メートルを360枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が280.99平方メートル有ります。

17ページをお開きください。

30番も、妻所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力99キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを400枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に稼働中の太陽光発電設備用地に隣接し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番も、夫所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力29.7キロワット、パネル

1枚の面積約1.61平方メートルを124枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し市道にも面して管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小学校・コミュニティーセンター等公共施設に近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページをお開きください。

35番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み用途地域に隣接し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から300メートルと近く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、転用者は賃借の店舗併用住宅にて飲食業を営んでいますが、住宅部分が手狭となつたため、近隣の申請地を取得し非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗にも近く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

39番も、転用者は経営している会社の事務所2階に居住していますが、住宅部分も事業用に使用することになったため、近隣の申請地を取得し非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも近く、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、38番・39番は同一所有者からの売買による所有権移転を伴う申請であり、宅地建物取引業法に抵触するおそれがあることから、今後、売買を行う予定の無い旨の誓約書が香川県住宅課に提出されており、問題は有りません。。

40番は、建設会社からの利用申し込みにより、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し資材等の搬出入が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

19ページをお開きください。

41番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

42番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.67平方メートルを216枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自家に隣接し市道にも面し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

43番は、賃借している店舗敷地の駐車スペースが狭く、来客者に不便をきたしていることから、申請地を取得して店舗用地として転用申請地するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、分譲住宅等で宅地化が進んだ地域に在り集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地・用悪水路が113.18平方メートル有ります。

44番は、高齢の両親の世話をするため、申請地を取得して非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案35件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、譲渡人が転用地と交換するため譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番も、譲渡人が療養等により資金が必要なため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後はブドウを栽培するものです。

6番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番と次ページの9番は、自作地の交換により土地整形を図るもので、取得後はそれぞれ水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人が耕作不便であるため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、分家独立している者へ贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番も、分家独立している者へ贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

農地法第18条第6項の規定による通知14番・15番に関連しています。

13番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので取得後は水稻を作付けするものです。

14番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので取得後は野菜を栽培するものです。

15番も、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する農業生産法人へ譲り渡すもので、取得後はミツバチ用の花卉を栽培するものです。

なお、農業生産法人としての法人形態要件・事業要件・構成員要件・役員要件は全て満たしています。

議案書22ページをお開きください。

16番は、譲渡人が労働力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので取得後は野菜を栽培するものです。

17番は、土地整形を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

19番は、土地整形を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

20番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書23ページをお開きください。

21番も、経営規模の拡大を希望する譲受人の希望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

22番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、露天駐車場の雨水排水管埋設部分に地上権を設定するもので、期間は20年間となっています。農地法第5条第1項の規定による許可申請24番に関連しています。

2番は、新規営農する一般法人が、賃貸借により3年間借り受け野菜を栽培するものです。農地法第3条第3項に規定する解除条件付賃借権を設定することとなっています。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、賃貸借により3年間借り受け水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転14番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転22件、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

本件は、平成元年ごろから農道として利用しているもので、非農地認定基準「耕作の

事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第10号 非農地証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

証明願がありました3件の事案について現地調査を実施した結果、申請のあった農地は全て適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成26年11月18日付けで、高松市長から開発計画に対する意見照会が提出されています。

のことについては、3ページ以下のとおり、同月14日付で高松市郷東町ほか8の土石採取事業者から香川県知事宛に、土石採取事業のための土地開発行為変更協議書が提出されたものです。

土地開発行為の目的は、土石の採取並びに採石場内発生土による埋立です。

具体的には、資料にある計画のとおりで、期間は協議終了日から平成30年2月4日までです。

予想される災害の態様としては、土地の崩壊・騒音・粉塵・飛石・廃土石の流失・汚濁水の流失などがありますが、現場は階段採掘により、沈砂池のような形状であり、上澄みのみ排水し、沈殿物は乾燥後に廃土石の捨て場に搬入するので問題無いと考えます。

11月21日に庵治地区担当農業委員及び地区担当職員が現地調査した結果、農業委員会の意見といたしましては、「本採石場の周辺には農地がありませんが、開発行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答いたしたいと思います。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議を頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第12号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第12号は、原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年11月26日付で、高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会が提出されています。

のことについては、郷東町ほか7の採石事業者から香川県知事宛に、採取計画認可申請書が提出されたことに伴い意見照会があつたものです。

申請地は前議案と同一で、具体的な採取の方法等については資料のとおりです。

11月21日に庵治地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施した結果、本採石場の周辺には農地が無く、直接の影響が無いと判断いたしましたので、「本採石場の周辺には農地がありませんが、採取行為に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物

に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答いたしたいと思います。

以上、議案第13号 採石法第33条の6の規定による意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようありますので、議案第13号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようありますので、議案第13号は、原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

続きまして報告案件、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会长許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会长許可専決処分について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

この報告内容は、毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日に行催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、会長専決により許可書を発行したものとの内容となります。

平成26年11月10日から同年12月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の農地部会議決分といたしまして4条が1件、5条が3件、11月議決分といたしまして4条が32件、5条が55件、合計で4条が33件、5条が58件です。許可保留件数につきましては、10月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が2件、11月議決分といたしまして4条が無く、5条が6件、合計で4条が無く、5条が8件です。取下げにつきましては、5条関係で10月以前の議決分が1件ございました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

4ページをお開きください。

5条関係で、4月分の21番が開発許可未了で許可保留となっております。

なお、この件につきましては、関係する行政書士から事業計画の変更及び見直しのため、取り下げる方向で調整中との報告があります。

5月分の35番が先ほど御審議いただいたもので11月20日付けで取下げとなったものです。

また、8月分の28番が開発許可及び直近事業造成工事未了のため許可保留となっております。

5ページをお開きください。

11月議決分の2番・7番・17番が開発許可未了で許可保留に、16番が開発許可及び道路工事承認未了で許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

19番は開発許可及び直近事業造成工事未了で、20番は開発許可未了で許可保留になつております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第9回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時26分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員

